

徳島県規則第四十号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年四月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第十四号）の施行期日は、令和七年五月一日とする。